1951

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら家族について、申立人父が原発事故前に申立人母と離婚し、申立人父の住民票上の住所も申立人母及び子らと異なっていたものの、電気需給契約証明書、賃貸借契約書等に基づいて、申立人らが原発事故時に同居していたと認めた上で、その後に家族別離が生じたことを考慮して、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、期間により事情を踏まえて月額3万円又は1万円の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4(以下「申立人ら」という)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ば ないことを相互に確認する。

記

日常生活阻害慰謝料増額分

金90万0000円

(期間 平成23年4月8日から平成26年3月31日まで)

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金90万000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解 決センターに交付する。 令和5年4月4日

(仲介委員 海野 浩之)